

令和6年10月から児童手当制度が変わります

児童手当の制度改正により、令和6年10月分の手当から新制度に基づき支給されます。改正後の初回支給は令和6年12月になります。

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する子を養育している町内在住の人	高校生年代までの国内に住所を有する子を養育している町内在住の人
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限限度額あり 所得上限限度額あり 	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満：15,000円 3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子：15,000円 中学生：10,000円 所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満：5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳から高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支払回数	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月)
多子加算	【カウント対象】 18歳に到達した年度末	【カウント対象】 22歳に到達した年度末

10月から新たに受給資格の申請が必要な人 (新規対象となる人には、案内を送付します)

- 所得上限限度額の人
- 受給対象者が高校生のみの人
- 高校生と中学生以下の子がいる人

(注記) 公務員はお勤め先の職場で申請ください。



問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4118